

地方独立行政法人秋田県立病院機構における
病院事業のあり方検討支援業務企画提案競技実施要領

1 趣旨

地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「当機構」という。）は、今後の病院事業のあり方を検討するにあたり、高度な知識・技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力がある事業者から支援していただく必要があることから、公募型プロポーザル方式にて事業者を選定するものである。

本実施要領は、当機構における病院事業のあり方検討支援業務（以下「本業務」という。）の契約予定者を当該方式により選定するため必要な事項を定めたものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

地方独立行政法人秋田県立病院機構における病院事業のあり方検討支援業務

(2) 業務内容

秋田県の医療需要並びに当機構に関して調査分析を行い、病院事業の今後の中長期的なあり方についての検討を支援するとともに、短期的な収益増加や費用削減に繋がる要因を特定して改善案の提案、支援及び助言を求めるものである。

なお、提案等に当たっては、当機構の理念や基本方針を理解し、県の政策医療及び中期目標等と整合性のとれたものとする。

(3) 予算上限金額

予算上限金額は15,565,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、この金額は契約時の予定金額を示すものではなく、事業の規模を示すものである。

(4) 履行場所

ア 地方独立行政法人秋田県立病院機構

秋田県秋田市千秋久保田町6番10号

イ 秋田県立循環器・脳脊髄センター

秋田県秋田市千秋久保田町6番10号

ウ 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352

(5) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 企画提案競技の概要

(1) 名称

地方独立行政法人秋田県立病院機構における病院事業のあり方検討支援業務企画提案競技

(2) 発注者

地方独立行政法人秋田県立病院機構 理事長 鈴木 明文

(3) 実施方式

公募型とする。

(4) 審査委員会

審査委員会の審査を経て最適な提案者を選定するものとする。

(5) 事務局

住所：〒018-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6番10号

本部事務局経営管理課

電話：018-833-0115 FAX：018-834-0733

e-mail：info@akita-hos.or.jp

URL：https://www.akita-hos.or.jp/

4 参加資格

企画提案競技の参加資格は次のとおりである。

ア 地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項及び第4項に該当しないこと

イ 当機構が運営する2病院と同規模の病床数又は同様の機能を持つ自治体病院におけるあり方検討支援業務実績を複数有すること。また、過去3年以内に1件以上の当該実績を有すること

ウ 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のB等級以上に格付けされていること

5 参加申込手続き

(1) 提出書類 [各2部]

ア 参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 会社概要等整理票（様式第2号）

ウ 納入実績整理票（様式第3号）

エ 従事者証明書（様式第4号）

(2) 提出方法

3（5）の事務局に持参し、又は簡易書留郵便により郵送すること

(3) 提出期間

令和7年3月7日(金)から令和7年3月14日(金)午後5時まで(郵送による場合も同時刻必着)とする。

(4) 資格審査

審査結果は全ての申請書提出者に通知する。

なお、参加者の資格を有しない者に対しては、資格を有しないと判断した理由を付して通知する。

6 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書及び必要書類の提出をもって、参加表明とする。

(2) 企画提案は1案に限る(複数の企画提案は不可)。

(3) 企画提案書のサイズ等は、A4判縦、横書きで片面20枚以内とする。

(4) 提出部数

正本1部、副本9部

ア 製本の方法は自由とするが、ページが容易に離散しないように綴じること

イ 代表者印は正本にのみ押印すること

(5) 提出方法及び場所

5(2)に同じ

(6) 提出期限

令和7年3月26日(水)午後5時まで(郵送による場合も同時刻必着)とする。

7 実施要領及び仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付書類

ア 地方独立行政法人秋田県立病院機構における病院事業のあり方検討支援業務企画提案競技実施要領(本資料。以下「実施要領」という。)

イ 地方独立行政法人秋田県立病院機構における病院事業のあり方検討支援業務企画提案書作成要領(以下「作成要領」という。)

ウ 地方独立行政法人秋田県立病院機構における病院事業のあり方検討支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)

(2) 交付期間

令和7年3月7日(金)から令和7年3月13日(木)午後5時まで

(3) 交付場所

実施要領、作成要領及び仕様書は、事務局において交付する。ただし、郵送による提供を希望する者は、郵券を貼付した返信用封筒を同封の上、関連資料請求の旨を記した文書で事務局あてに関連資料の提供を請求することができる。この場合において、当該請求は、令和7年3月13日(木)午後5時までに到達しなければならない。

8 質問書の受付及び回答

参加資格確認申請書及び企画提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、次により質問書を提出し、回答を受けることができる。

(1) 提出書類

質問書（様式第5号）

(2) 提出方法及び場所

持参又は電子メールにより3（5）の事務局まで提出すること

(3) 受付期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月19日（水）午後5時まで

(4) 回答方法

原則として質問を受けた翌営業日中に全ての参加者に対し電子メールにより一斉回答する。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 期日

令和7年3月28日（金）（※予定）

午後1時から午後5時のうち、指定された概ね30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

※詳細は別途事務局から通知する

(2) 場所

住所：〒018-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6番10号

地方独立行政法人秋田県立病院機構（秋田県立循環器・脳脊髄センター内）

(3) 留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は、別途通知する。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、3名以内とする。なお、主に本業務を担当するプロジェクトマネージャーがプレゼンテーションを行うものとする。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングで求める内容は、企画提案の表現に関する説明及び選定委員からの質疑に対する回答とする。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに際して、会場にプロジェクタ及びスクリーン等を用意するので、投影による説明を可とする（その他必要な機器等は持参すること）。ただし、使用する説明資料等は提出された企画提案書の内容のみとする。

10 審査及び結果の通知

(1) 選定方法

地方独立行政法人秋田県立病院機構における病院事業のあり方検討支援業務企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の内容並びに

プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査した上で、最も優れた提案者1者及び次点者1者をそれぞれ選定する。地方独立行政法人秋田県立病院機構理事長は、審査委員会から報告を受けた選定結果を踏まえて契約予定者を選定する。

また、提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を選定する。

(2) 審査基準・配点

審査の基準及び配点は、下記のとおりとする。

項目	配点
①基本方針	3点
②業務の遂行体制	6点
③業務支援実績	3点
④スケジュール	3点
⑤知識・スキル	6点
⑥取組姿勢・意欲	3点
⑦受託による効果	3点
⑧業務の課題と対策	6点
⑨病院の負担軽減	6点
⑩見積額	6点
合計	45点

(3) 審査結果の通知

最も優れた提案者及び次点者の名称、審査経過及び審査講評を全てのヒアリング要請者に文書で通知するほか、3(5)に掲げるウェブサイトに掲載する。

なお、電話又は電子メールによる結果の問い合わせについては、一切応じない。

1.1 提出書類の取扱い

(1) 著作権及び意匠

ア 提出された企画提案書の著作権は、第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。

イ 企画提案書において第三者の著作物を使用する場合は、著作権法により認められている場合を除き、当該第三者の承認を得ること。

なお、第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に全て帰するものとする。

(2) 提出書類の使用

ア 当機構は、企画提案書を無償で使用できるものとする。この場合において、当機構は提案者の名称を明示するものとする。

イ 提出書類は返却しない。

1.2 その他の留意事項

(1) 経費の負担

本企画提案競技の参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) その他

ア 本企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

イ 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出書類は、契約予定者の選定に必要な範囲内において、複製し使用することができる。

エ 参加資格確認申請書及び企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ①提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ②実施要領及び作成要領に示された条件に適合しないもの
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤許容された表現方法以外の表現が用いられているもの
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの

オ 企画提案書の作成のために当機構から受領した資料は、当機構の了解なく公表し、又は使用してはならない。

(参考)

地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程

第3条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 (略)

3 (略)

4 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者